

○総務省訓令第56号

総務省国民保護計画を次のように定める。

平成 17 年 10 月 28 日

総務大臣 麻生 太郎

総務省国民保護計画

目次

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

第 2 節 用語の定義

第 3 節 計画の見直し等

第 2 章 実施体制の確立

第 1 節 関係機関との協力体制の確立

第 2 節 組織・体制等の整備

第 3 節 非常参集等

第 4 節 国民保護措置の実施機能等の確保

第 5 節 国民保護措置に関する職員の研修等

第 6 節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

第 3 章 国民保護措置に関する事項

第 1 節 基本的方針

第 2 節 住民の避難に関する措置

第 3 節 避難住民等の救援に関する措置

第 4 節 武力攻撃災害への対処に関する措置

第 5 節 情報の収集及び提供

第 6 節 通信の確保

第 7 節 特殊標章等に関する事項

第 8 節 国民保護措置に関する国民の要望等への対処

第 9 節 国民生活の安定に関する措置

第10 節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第11 節 国民保護措置に関する訓練

第 4 章 緊急対処保護措置の実施に必要な事項

第 1 節 総務省緊急処理事態対策本部の設置

第 2 節 緊急対処保護措置の実施等

第 5 章 特定公共施設利用法に関する事項

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、総務省の所掌事務に関し次に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置（以下「緊急対処保護措置」という。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

- ① 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ② 総務省が実施する国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
- ③ 国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- ④ 上記に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

なお、国民保護法により総務大臣が行うこととされている国民保護措置のうち、住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関すること並びに地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事務については、消防庁が別に定める消防庁国民保護計画に基づき行うものとする。

第2節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第1条に規定する武力攻撃事態等をいう。
- ② 武力攻撃 事態対処法第2条第1号に規定する武力攻撃をいう。
- ③ 武力攻撃事態 事態対処法第2条第2号に規定する武力攻撃事態をいう。
- ④ 武力攻撃予測事態 事態対処法第2条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。
- ⑤ 武力攻撃災害 国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。
- ⑥ 緊急対処事態 事態対処法第22条第1項に規定する緊急対処事態をいう。
- ⑦ 指定行政機関 事態対処法第2条第5号に規定する指定行政機関をいう。
- ⑧ 指定地方行政機関 事態対処法第2条第6号に規定する指定地方行政機関をいう。
- ⑨ 指定公共機関 事態対処法第2条第7号に規定する指定公共機関をいう。
- ⑩ 指定地方公共機関 国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。
- ⑪ 対処基本方針 事態対処法第9条第1項に規定する対処基本方針をいう。
- ⑫ 対策本部 事態対処法第10条第1項に規定する対策本部をいう。
- ⑬ 対策本部長 事態対処法第11条第1項に規定する対策本部長をいう。
- ⑭ 生活関連等施設 国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設をいう。
- ⑮ 特殊標章等 国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章及び身分証明書をいう。

第3節 計画の見直し等

1 計画の見直し

この計画については、適時内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更にあたっては、国民保護法第33条第7項において準用する同条第3項及び第4項の規定に基づき、関係する指定行政機関の意見を聴くとともに内閣総理大

臣に協議するほか、必要があるときは、同条第7項において準用する第6項の規定に基づき、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

2 変更の報告と公表

この計画を変更した場合は、大臣官房総務課は、国民保護法第33条第7項において準用する同条第5項の規定に基づき、速やかに都道府県知事及び所管する指定公共機関に通知するとともに、公表するものとする。

第2章 実施体制の確立

第1節 関係機関との協力体制の確立

各機関（内部部局（大臣官房秘書課、大臣官房総務課、大臣官房会計課、大臣官房企画課、大臣官房政策評価広報課、行政管理局、行政評価局、自治行政局、自治財政局、自治税務局、国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局、統計局及び政策統括官をいう。以下同じ。）にあつては当該内部部局、地方支分部局（管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、四国行政評価支局、行政評価事務所、総合通信局及び沖縄総合通信事務所をいう。以下同じ。）にあつては当該地方支分部局をいう。以下同じ。）は、各機関相互間とはもとより、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関との間で、相互に密接に連絡及び協力し、国民保護措置が円滑に推進されるよう努めるものとする。

特に、内部部局は、消防庁その他の総務省関係機関相互間とそれぞれの連絡窓口が情報連絡を密にする等の連携を図るものとする。

また、総合通信局及び沖縄総合通信事務所（以下「総合通信局等」という。）は、管轄区内の都道府県と、防災対策のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難等の武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から連携体制の整備に努めるものとする。

第2節 組織・体制等の整備

1 連絡調整

(1) 大臣官房総務課

大臣官房総務課は、次に掲げる事項に関し総務省内における必要な連絡調整を行う。

- ① 緊急時のための連絡網の作成その他の省内における連絡体制及び参集体制の整備
- ② 都道府県、指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
- ③ 第6節において規定する総務省国民保護対策本部が設置された場合の各機関の事務分掌の整備
- ④ この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
- ⑤ この計画の見直し
- ⑥ 平素における関係機関との連携
- ⑦ その他必要な事項

(2) 総合通信局等総務課

総合通信局等の総務課は、緊急時のための連絡網の整備、武力攻撃事態等における総合通信局等の事務分掌の整備、前記(1)①から⑦まで掲げる事項に関し、総合通信局等内における必要な連絡調整を行う。

2 非常参集体制の整備

(1) 内部部局

① 非常参集職員の設定

内部部局においては、第1順位及び第2順位の非常参集職員を設定するものとする。

非常参集職員は、原則として所掌事務に関し、武力攻撃災害時の情報連絡又は応急対策を実施する部署における課長補佐等又は係長等とする。

非常参集職員の順位については、原則として夜間における非常参集の場合等も考慮し、職場から住居までの距離、交通機関等の条件から、なるべく速やかに参集できる職員を第1順位とする。

なお、非常参集の基準については、次節に定めるとおりとする。

② 非常参集職員の登録

内部部局は、非常参集職員の連絡先について大臣官房総務課に登録するものとし、非常参集職員の変更があった場合は速やかにその旨連絡するものとする。

③ 情報連絡手段の確保等

非常参集職員は、情報連絡手段を確保するものとする。その場合、参集途上での情報連絡手段を確保するよう努めるものとする。

また、交通の途絶、家族等の被災によって参集が困難となった場合は、大臣官房総務課に連絡するものとする。

(2) 総合通信局等

① 非常参集職員の設定等

総合通信局等においては、職員の中から本省連絡担当者をあらかじめ指定しておくとともに、第1順位及び第2順位の非常参集職員を設定するものとする。

② 本省連絡担当者の登録

総合通信局等は、本省連絡担当者の連絡先について大臣官房総務課に登録するものとし、本省連絡担当者の変更があった場合は速やかにその旨連絡するものとする。

第3節 非常参集等

1 非常参集

大臣官房総務課は、武力攻撃災害発生時（事態認定がなされていない状況において、武力攻撃等の生起のおそれや、発生した災害の状況が不明であり武力攻撃への発展のおそれがある場合等で、大臣官房総務課長が必要と認めるときを含む。以下同じ。）には、勤務時間内にあっては各機関に連絡し、勤務時間外にあっては前節2に規定する非常参集職員が直ちに本省若しくは総合通信局等に参集又は自宅に待機するよう指示するものとする。

2 大臣官房総務課の職員の非常参集

大臣官房総務課の国民保護措置を担当する職員は、武力攻撃災害発生時には、勤務時間外にあっては、直ちに本省に参集するものとする。

3 非常参集の基準

非常参集すべき事態の判断基準については、別に定めるものとする。

第4節 国民保護措置の実施機能等の確保

1 庁舎の安全性の確保等

各機関は、武力攻撃事態等において、その対処の機能を果たし得るよう、次に掲げる措置を講じる。

① 庁舎の安全性の確保、非常用電源設備及び燃料の確保等に努める。

② 武力攻撃事態等における利用に供するため、食糧、飲料水等の備蓄等に努める。

2 行政機能の維持・確保のための体制整備

各機関は、武力攻撃事態等における行政機能の停止又は低下を最小限に止めるための、職員の出勤及び配置の基準、業務処理手順の策定等必要な措置を講じておくものとする。

3 情報処理システム等の整備、維持等

情報処理システム等の運用を所管する各機関は、武力攻撃災害に対する情報処理システム等の整備、維持、復旧、運用の確保等が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

第5節 国民保護措置に関する職員の研修等

大臣官房総務課及び地方支分部局の総務課は、関係職員に対して、措置実施マニュアルの作成、講習会の実施等を通じ、国民保護措置に関して必要な次に例示する知識等の周知徹底を図るものとする。

- ① 国民保護法その他の関係法令の概要
- ② この計画及び措置実施マニュアルの概要
- ③ 武力攻撃事態等における連絡網

第6節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 総務省国民保護対策本部の設置等

(1) 政府の対策本部の設置の通知

武力攻撃事態等において、政府に対策本部が設置された場合には、国際戦略局、情報流通行政局及び総合通信基盤局は、直ちに、それぞれその所管する指定公共機関に対し、対策本部が設置された旨を通知するものとする。

(2) 総務省国民保護対策本部の設置

武力攻撃事態等において、政府に対策本部が設置された場合には、直ちに、本省に総務大臣を長とする総務省国民保護対策本部（以下「省対策本部」という。）を設置するとともに、大臣官房総務課は、対策本部、消防庁、各機関その他の関係機関に対し、省対策本部を設置した旨を通知するものとする。

なお、省対策本部には消防庁も参画させることとし、また、消防庁が別に定めるところにより設置する消防庁国民保護対策本部との緊密な連携を図るものとする。

(3) 省対策本部の業務

省対策本部は次の業務を行う。

- ① 国民保護措置の実施に関する省内の総括及び総合調整
- ② 対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
- ③ 対策本部、関係省庁等から収集した情報の各機関への提供
- ④ 各機関からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
- ⑤ その他国民保護措置の実施に関して必要な業務

(4) 省対策本部の組織等

省対策本部の事務局は大臣官房総務課とし、その他の省対策本部の組織及び本部長の職務代行順位等は別に定める。

(5) 記者発表

大臣官房総務課及び大臣官房政策評価広報課は、省対策本部の設置及び総務省の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について連携し、報道発表や総務省ホームページ等により、正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対する配慮に努めるものとする。

2 関係機関との連携

(1) 事態対処専門委員会への参集

内閣官房から事態対処専門委員会の開催の連絡があった場合は、委員は、直ちに指定された場所に参集するものとする。

(2) 国家安全保障会議に係る調整

内閣官房から、国家安全保障会議の招集があったときは、消防庁と連携をとりつつ、総務大臣の出席に係る調整を行うものとする。

3 職員の派遣

- (1) 国民保護法第 29 条第 3 項の規定により都道府県国民保護対策本部長から職員の派遣の求めがあった場合には、速やかに総務大臣又は都道府県と緊密な連絡を要する地域を管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長の指名する職員を派遣するものとする。
- (2) 国民保護法第 151 条第 1 項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請があった場合又は第 152 条第 1 項の規定により職員の派遣のあっせんがあった場合は、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

第 3 章 国民保護措置に関する事項

総務省は、武力攻撃事態等において国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その所掌事務に関する国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。この場合において、次の各節に掲げる事項の適正な実施を図るものとする。

第 1 節 基本的方針

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとする。

2 指定公共機関等の自主性の尊重その他の特別な配慮

各機関は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報等の放送、避難の指示等の放送及び緊急通報の放送に関し、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮するものとする。

また、各機関は、指定公共機関及び指定地方公共機関がその業務について国民保護措置を実施するに当たっては、その実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断することを尊重するものとする。

3 安全の確保

各機関は、国民保護措置の実施に当たっては、相互に連携協力し、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

4 関係機関相互の連携協力の確保等

(1) 対策本部長による総合調整等

大臣官房総務課は、対策本部長による総合調整が行われた場合には、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。また、都道府県知事その他の執行機関（この項において「都道府県知事等」という。）から指定行政機関又は指定地方行政機関に対し要請があった場合は、その趣旨を尊重し、必要がある場合には所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

(2) 国民保護措置関係機関相互の連携体制

大臣官房総務課は、国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域にわたる避難、NBC 攻撃による災害に対応するための資機材の提供等武力攻撃事態等にお

いて特有の事項にも対応できるよう、平素から国民の保護のための措置の実施に係る機関（以下「国民保護措置関係機関」という。）相互の連携体制に努めるものとする。

第2節 住民の避難に関する措置

1 警報の通知等

(1) 情報収集、分析等

各機関は、武力攻撃事態等において、武力攻撃の兆候等に係る情報収集及び分析に努めるとともに、これらの情報を入手したときは、直ちに大臣官房総務課に報告するよう努めるものとし、大臣官房総務課は、当該情報を対策本部に報告するよう努めるものとする。

(2) 警報の通知

国民保護法第45条第1項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、別図伝達図に示す順序により、直ちにその内容を管轄する指定地方行政機関の長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知するものとする。

2 避難措置の指示の通知

国民保護法第52条第4項の規定により対策本部長から避難措置の指示の通知を受けたときは、別図伝達図に示す順序により、直ちにその内容を管轄する指定地方行政機関の長及び所管する指定公共機関に通知するものとする。

3 警報等の解除

前記1(2)及び前記2の規定は、対策本部長が警報及び避難措置の指示を解除した場合について準用する。

4 避難住民の誘導

放送事業、電気通信事業及び郵便事業を所管する各機関は、その所管する放送事業者（有線テレビジョン放送事業者を含む。以下同じ。）及び電気通信事業者の事業所、郵便局等のうち、多数の者が利用する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請するものとする。

第3節 避難住民等の救援に関する措置

1 救援に関する協力

(1) 通信機器の供給の確保

総合通信局等は、必要に応じ又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

(2) その他の救援に関する協力

各機関は、前記(1)以外の救援に係る事項について都道府県知事から支援を求められたときは、専門知識を有する職員の派遣等の必要な支援を行うものとする。

2 安否情報の収集に対する協力等

(1) 収集に対する協力

各機関は、武力攻撃事態等において、自ら管理する施設内に避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民等がいる場合には、保有する安否情報を速やかに地方公共団体の長に提供するなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。なお、安否情報の収集の協力に当たっては、個人情報保護に十分配慮するものとする。

(2) 安否情報の提供先

安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民等の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し、安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

(3) 効率的なシステムの検討

各機関は、消防庁が、安否情報の収集及び提供のあり方について、効率的なシステムの検討を行う際に、消防庁からの求めに応じ、協力するものとする。

第4節 武力攻撃災害への対処に関する措置

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の把握

情報流通行政局及び総合通信基盤局は、それぞれその所管する生活関連等施設を平素から把握しておくものとする。

(2) 安全確保の留意点の作成

情報流通行政局及び総合通信基盤局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、それぞれその所管する生活関連等施設について、資機材の整備、巡回の実施のあり方など、施設の特性や現状を踏まえた安全確保の留意点を定めるものとする。

(3) 武力攻撃事態等における措置

情報流通行政局及び総合通信基盤局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待ついとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、それぞれその所管する放送事業者及び電気通信事業者の生活関連等施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、要請を行った旨を当該生活関連等施設の所在する都道府県知事に通知するものとする。なお、その際、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に提供すること等により、当該管理者及び当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(4) 被害の拡大防止のための措置

情報流通行政局及び総合通信基盤局は、それぞれその所管する生活関連等施設に係る武力攻撃災害が発生したときは、施設の管理者に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずるものとする。

(5) 安全確保のための支援

情報流通行政局及び総合通信基盤局は、支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、それぞれその所管する生活関連等施設の安全確保のため必要な支援を行うよう努めるものとする。

第5節 情報の収集及び提供

1 平素からの備え

(1) 情報の収集・連絡体制

各機関は、各機関相互間のもとより、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関との間において、情報の収集・連絡体制の整備を図り、夜間又は休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、特に、内部部局は、消防庁その他の総務省関係機関との情報連絡を密に行うための体制整備を図るものとする。

(2) 国民保護措置担当者の設定

各機関において国民保護措置担当者を設定するものとする。

各機関の国民保護措置担当者は、原則として各機関の庶務を担当する係長のうちから各機関において定める。

国民保護措置担当者は、前記(1)の体制整備にあたりとともに、各機関の国民保護措置関係業務の取りまとめ及び省内の取りまとめ窓口である大臣官房総務課との連絡調整を行うものとする。

2 被災情報等の収集及び提供

(1) 武力攻撃災害時における通信連絡体制

武力攻撃災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等を迅速に把握した上で、第一次的には、原則として、電気通信事業者の電気通信役務の利用及び国民保護措置関係機関専用の防災行政無線等の通信施設の通常の通信系統の利用により行うものとするが、次に掲げる場合においては、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として組織された非常通信協議会の構成機関の通信施設による非常通信活動の中軸として利用し得る通信施設の一体的活動により、重要通信の疎通を確保するものとする。

① 電気通信役務の利用による通信が途絶した場合、又はその利用が困難な場合

② いずれかの国民保護措置関係機関について、防災行政無線等の専用の通信施設による通信が途絶した場合、又はその利用が困難な場合

(2) 通信の運用

武力攻撃災害時において、総合通信基盤局は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）、有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）その他の関係法令に基づく重要通信の確保のため、最大限に努力するとともに、国民保護法に基づく通信設備の優先利用等については、必要に応じて、あらかじめ関係機関との間で十分な協議を行い、その円滑な運営を期するものとする。

なお、総合通信基盤局は、電気通信事業者及び専用の通信施設を有する国民保護措置関係機関に対して、その通信施設の保全整備に常時留意し、武力攻撃災害時においてその通信機能を十分に発揮できるよう努める旨指導又は要請するものとする。

(3) 情報の収集・伝達

① 基本的事項

各機関は、武力攻撃災害発生時において、武力攻撃災害の状況を的確に把握し、災害応急対策を迅速かつ適切に講じ得るよう、武力攻撃災害に関する情報の収集・連絡を行うものとする。

特に、武力攻撃災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたるものとする。

また、その際、内部部局は、消防庁その他の総務省関係機関との情報連絡を密にすることとする。

② 内部部局

内部部局は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、それぞれの所掌事務に係る情報の収集に努め、必要な事項について、大臣官房総務課に伝達するものとする。

③ 地方支分部局

地方支分部局は、管轄区域内に武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、武力攻撃災害情報の収集に努め、必要な事項について、関係する内部部局及

び大臣官房総務課に伝達するものとする。特に、総合通信局等は、速やかに無線通信施設及び放送施設並びに有線放送電話施設その他の有線電気通信設備の被災状況、非常通信の運用状況等所掌事務に係る情報を収集し、当該情報を情報流通行政局及び総合通信基盤局並びに大臣官房総務課に報告するものとする。

④ 報告事項等

各機関における武力攻撃災害に関する情報の収集及び伝達は、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について、当該災害が発生したときから応急措置が完了するまでの間、災害の拡大及び応急対策の進行状況に伴い、逐次かつ緊急の度合いに応じた報告手段により行うものとする。

⑤ 指定公共機関に対する要請

各機関は、指定公共機関に対し、国民保護法第127条第4項に基づく報告について、速やかに行うよう要請するものとする。なお、この場合において各機関が報告するよう要請する対象となる被災情報は、当該指定公共機関が管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報とする。

⑥ 指定公共機関以外の所管事業者に対する協力要請

各機関は、指定公共機関以外の所管事業者に対し、当該所管事業者が管理する施設及び設備に関する被災情報の収集、当該情報の報告について協力を要請するものとする。

(4) 対策本部長への報告

- ① 大臣官房総務課は、前記(3)②及び③の規定により報告を受けた情報及び国民保護法第127条第4項の規定により指定公共機関から報告を受けた情報を取りまとめるとともに、速やかに、当該情報を対策本部に報告するものとする。
- ② 大臣官房総務課は対策本部から武力攻撃災害の被害情報等の連絡を受けたときは、必要に応じ、各機関に連絡するものとする。

第6節 通信の確保

1 平素からの備え

(1) 通信手段の確保のための通信施設の整備

総合通信基盤局は、武力攻撃災害時における通信の重要性にかんがみ、武力攻撃災害時における重要通信の疎通の維持及び被災地における民心の安定のために不可欠な要素である通信手段を確保するため、

- ① 電気通信事業法第9条の登録を受けた電気通信事業者の電気通信施設
- ② 国民保護措置関係機関専用の通信連絡施設
- ③ 有線放送電話施設

の整備改善の推進に寄与し、また、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合において、有線通信システム・無線通信システムの一体的運用及び地域における通信連絡組織等により武力攻撃災害時における通信連絡機能の維持を図るため、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

(2) 既存の通信手段の活用等

各機関は、武力攻撃災害時の通信手段について平常時からその確保に努めるものとし、その運用・管理、整備等に当たっては、次の点を十分考慮するものとする。

- ① 武力攻撃災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整

備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図ること。

- ② 武力攻撃災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。
- ③ 武力攻撃事態等における通信の確保を図るため、平素から国民保護措置の実施に必要な通信のための無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の災害関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。
- ④ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ武力攻撃事態等における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講ずる必要が生じたとして他の機関から依頼されたときは、事前の調整を実施すること。
- ⑤ 武力攻撃災害時に有効な携帯電話、衛星通信等の電気通信事業用移動通信及び業務用移動通信による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。
- ⑥ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。
- ⑦ 通信連絡手段の施設については、平素から機能維持のための保安措置や非常用電源設備の整備・点検の実施など管理・運用体制を構築しておくこと。

2 武力攻撃事態等における通信の確保

(1) 各機関における通信手段の確保

各機関は、武力攻撃事態等においては、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ、通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線の設定に努めるものとし、併せて、インターネットの活用についても取り組むものとする。

(2) 関係機関における通信手段の確保

総合通信基盤局及び総合通信局等は、各府省、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関から、通信手段の機能確認又は支障が生じた通信施設の応急復旧作業（以下「通信応急復旧作業等」という。）を行う旨の連絡を受けた場合は、通信の確保に必要な次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

- ① 通信応急復旧作業等により影響を受ける国民保護措置関係機関に対し通信機器を貸与できるようにするため、関係業界団体の協力を得ることを含めた必要な調整等を行う。
- ② 国民保護措置機関の通信ルート確保のため、非常通信協議会を通じた関係機関への要請等必要な対応を行う。
- ③ 国民保護措置関係機関に対し、衛星携帯電話やMCA等の自営系無線通信ネットワークの利用といった多様な通信手段の活用について、必要に応じて助言を行う。

(3) 重要通信の確保のための調整

総合通信基盤局は、通信システムの被災状況を迅速に把握し、関係機関が有する活用可能な有線通信システム・無線通信システムを重要通信に充てるため、次に掲げる措置を講ずるものとする。なお、この場合において、非常通信協議会との連携に十分努めるものとする。

- ① 重要通信の確保のため、必要に応じて、所管法令に基づく通信確保のための措置を

行う。

- ② 公共性の高い特定の電波の優先的利用について関係機関との調整を行う。
- ③ 国民保護措置の実施に必要な通信を行う無線局の免許申請及び変更申請について、必要性が認められる限りにおいて、口頭による申請（いわゆる「臨機の措置」。）を可能とする。

第7節 特殊標章等に関する事項

- 1 総務大臣は、別に定める要綱により、各機関の職員で国民保護措置に係る職務を行う者等に対し、特殊標章又は身分証明書を交付し、又は使用させるものとする。
- 2 特殊標章等の交付等に関する事務及び交付等した特殊標章等の管理は、大臣官房総務課で行う。

第8節 国民保護措置に関する国民からの要望等への対処

行政評価局、管区行政評価局、沖縄行政評価事務所、四国行政評価支局及び各行政評価事務所（以下「行政評価局等」という。）は、関係行政機関等が行う国民保護措置に関して国民からの要望、意見等の申出があった場合は、速やかに当該関係行政機関等にその内容を連絡するものとする。

第9節 国民生活の安定に関する措置

1 国民生活の安定

(1) 特定武力攻撃災害の被害者の権利利益の保全等

各機関は、著しく異常かつ激甚な武力攻撃災害が発生した場合には、国民保護法第131条において準用する特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特定非常災害特措法」という。）に定める措置の必要性について、総務省所管法令に関し検討を開始するものとする。

また、国民保護法第131条において準用する特定非常災害特措法第2条第1項の規定に基づく政令が公布された場合にあっては、告示により、延長措置を講じる具体的な行政上の権利利益等について指定するものとする。

(2) 恩給の支給の確保

政策統括官（恩給担当）は、武力攻撃災害により恩給証書等を滅失した恩給受給者に対し、恩給証書を速やかに再発行するなどにより、恩給の適切な支給の確保に努めるものとする。

(3) 被災者に対する地方税に係る救済措置

自治税務局は、被災者に対しては、その実情に応じ、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の関係法令（条例及び規則を含む。）の定めるところにより、次に掲げる救済措置を速やかに適用するよう関係地方公共団体に対して助言するものとする。

- ① 地方税に係る申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長
- ② 地方税の徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止
- ③ 地方税の減免

(4) 苦情あっせんの促進等

行政評価局等は、武力攻撃災害が発生した場合には、関係行政機関等が行う災害応急対策又は災害復旧対策に関する国民からの総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第14号に規定する苦情の申出に迅速に対応できるよう、速やかに専用電話を備

えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、総合的な相談窓口を設置するものとする。

2 生活基盤等の確保

(1) ライフライン施設としての通信施設の整備

総合通信基盤局は、電気通信事業者その他の主要な通信施設の設置者に対し、基幹的な通信施設の整備に当たっては、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるよう指導又は要請するものとする。

(2) 武力攻撃事態時における郵便等の確保

情報流通行政局は、日本郵便株式会社及び一般信書便事業者に対し、郵便及び信書便の送達の確保、窓口業務の維持等、武力攻撃事態等において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずるよう指導又は要請するものとする。

3 応急の復旧

(1) 総務省が所管する施設及び設備の応急復旧

総務省が所管する施設及び設備を管理する各機関は、その被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとし、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保に配慮した上で、発生後可能な限り速やかに、施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行うものとする。

特に、国民保護措置の実施上重要な通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮した上で、速やかに復旧を行うとともに、必要に応じて代替手段を確保するものとする。

(2) ライフラインの応急の復旧

総合通信基盤局は、対策本部からの要請に応じ、所管するライフライン事業者である指定公共機関に対して、応急の復旧を行うことを依頼するものとする。

第10節 武力攻撃災害の復旧に関する措置

災害復旧に当たっては、被害状況及び被害額を迅速かつ的確に把握し、各種災害復旧事業の早急な実施、必要な財源の確保及び地方公共団体が行う復旧に対する支援等、適切な措置を講じるものとする。この場合、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等をも考慮して行うものとする。

第11節 国民保護措置に関する訓練

- 1 大臣官房総務課は、次に掲げる事項を内容とする実践的な訓練を、適時行うものとする。その際、内閣官房等関係機関と共同して実施するよう努めるとともに、防災訓練との有機的な連携に配慮するものとする。

- ① 警報の通知・伝達訓練
- ② 非常参集訓練
- ③ 総務省国民保護対策本部設置運営訓練
- ④ その他総務省の国民保護措置の実施のために必要と認められる訓練

- 2 前記1の訓練を実施した際には、大臣官房総務課は、当該訓練について事後に評価を行うものとする。

第4章 緊急対処保護措置の実施に必要な事項

第1節 総務省緊急処理事態対策本部の設置

- 1 政府に緊急処理事態対策本部(事態対処法第23条第1項の緊急処理事態対策本部をいう。次項において同じ。)が設置された場合には、直ちに、本省に総務大臣を長とする総務省緊急処理事態対策本部(以下「省緊急処理事態対策本部」という。)を設置する。

なお、省緊急処理事態対策本部には消防庁も参画させることとし、また、別に定めるところにより設置される消防庁緊急処理事態対策本部との連携を図るものとする。

- 2 省緊急処理事態対策本部の業務

省緊急処理事態対策本部は次の業務を行う。

- ① 緊急対処保護措置の実施に関する省内の総括及び総合調整
- ② 緊急処理事態対策本部、関係省庁等との情報交換及び連絡調整
- ③ 緊急処理事態対策本部、関係省庁等から収集した情報の各機関への提供
- ④ 各機関からの被災情報等に関する情報の取りまとめ
- ⑤ その他緊急対処保護措置の実施に関する必要な業務

- 3 省緊急処理事態対策本部の組織等

省緊急処理事態対策本部の事務局は大臣官房総務課とし、その他省緊急処理事態対策本部の組織等は別に定める。

第2節 緊急対処保護措置の実施等

- 1 緊急対処保護措置の実施体制並びに措置の内容及び実施方法については、次項に定めるほか、本計画第1章から第3章及び第5章の定めに従って適宜行うものとする。
- 2 緊急処理事態において、国民保護法第45条第1項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、第3章第2節に準じ、別図伝達図に示す順序により、直ちにその内容を管轄する指定地方行政機関の長及び所管する指定公共機関に通知するものとする。また、警報の解除が行われたときも同様とする。

第5章 特定公共施設利用法に関する事項

総合通信基盤局及び総合通信局等は、対策本部長が武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年法律第114号。この章において「特定公共施設利用法」という。)第17条第1項の電波の利用指針を定める場合において、対策本部長が行う指定公共機関への意見聴取及び情報提供の求めに協力するものとする。

また、総合通信基盤局は、特定公共施設利用法第18条の規定に基づき電波の利用調整を行う場合は、必要に応じて、あらかじめ関係機関との間で十分な協議を行い、その円滑な運営を期するものとする。

附 則

この訓令は、平成17年10月28日から施行する。

附 則〔平成19年9月28日総務省訓令第52号〕

この訓令は、平成19年10月5日から施行する。

附 則〔平成20年8月29日総務省訓令第75号〕

この訓令は、平成20年8月29日から施行する。

附 則〔平成26年5月9日総務省訓令第22号〕

この訓令は、平成26年5月9日から施行する。

附 則〔平成 27 年 4 月 1 日総務省訓令第 12 号〕
この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 28 年 3 月 29 日総務省訓令第 10 号〕
この訓令は、平成 28 年 3 月 29 日から施行する。

附 則〔平成 29 年 10 月 30 日総務省訓令第 51 号〕
この訓令は、平成 29 年 12 月 19 日から施行する。

附 則〔令和 3 年 8 月 20 日総務省訓令第 32 号〕
この訓令は、令和 3 年 9 月 24 日から施行する。

附 則〔令和 4 年 12 月 19 日総務省訓令第 48 号〕
この訓令は、令和 4 年 12 月 19 日から施行する。